
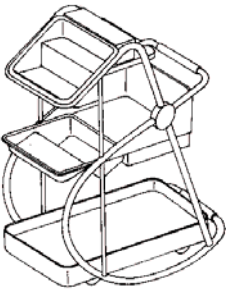
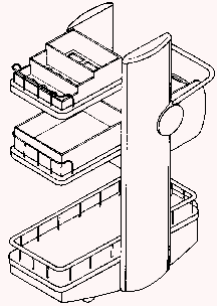


<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
F 5 - 2 0	商品陳列用具等

<b>対応する旧意匠分類</b>		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
<b>旧意匠分類記号</b>		<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
F 5 - 2 0	全	商品陳列用具等	
<b>参考分類・参考物品</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
D 6 - 5 6	サービスワゴン等。ワゴンテーブル、サービスワゴン		
C 6 - 5 1 台	冷蔵庫等 他		
C 6 - 5 1 1 2	冷蔵庫(棚付き)		
G 2 - 5 0 0	運搬車		
G 2 - 5 7	配膳車		
J 5 - 1 0 0 0 A C	自動販売機商品陳列型		
L 3 - 2 4	組み立て店舗		
<b>再掲載指示</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
商品陳列台	売場台	商品陳列用具	
<b>定義</b>			
<p>商品を販売・陳列する際に使用される用具であって、下位に該当分類がないもの。専ら店員が使用するものは含まない(例えばレストランの厨房用具、レジスター等)。商品の販売・陳列専用でないものは除く。販売用の用途的特徴が顕著に現れていることを原則とする。陳列用具とは言い難いものを含む。</p>			
			
<p>F5-20 登録 1125502 号 ワゴン付きクッキングテーブル</p>		<p>F5-20 登録 1117421 号 移動販売用手押しワゴン</p>	
			
<p>F5-20 登録 1117422 号 移動販売用手押しワゴン</p>			

**分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)**

**生けす との関係**

業務用であるかないかは問わず、中の魚を鑑賞することが第一目的の水槽はE0とする。具体的には、全面又は一部の面が透明ガラス又は樹脂板等でできているものである。

「移動販売用手押しワゴン」について D6 - 56(ワゴンテーブル等)、G2 - 500(運搬車)との関係  
物品名に「販売用」と明示、または使用目的にその旨が説明されている場合は、用途分類の定義に沿って、F5 - 2台に分類し、F5 - 20に集める。ただし、形態に関しては、他分野との共通性を有するため、クロスサーチに注意することとする。

サービスワゴンはD6 - 56, 保温庫または保冷库付きのサービスワゴンのうち、保温・保冷が主用途のものはC6 - 51台に、車内販売用等の商品陳列が主用途のものはF5 - 20に分類する。

家具(D6 - 0 ~ 60, D7 - 1台, D9)との関係について

物品名等で商品の展示・販売専用であることが示唆されていれば、F5 - 2台に分類する。特に明示されていないならば、D6 - 0 ~ 60, D7 - 1台, D9へ。ただし、再掲載分類に相当する物品は除く。

< F5 - 2台(商品陳列用具)に相当する物品でD6台、D7台、D9台に再掲載となっているもの >

衣料品陳列用具(床置き衣服ハンガーつり下げ型) D6 - 5030(衣類掛け台等)

販売用具用戸当たり D9 - 17(家具用戸当たり)

販売用具縁 D9 - 111(家具用縁等)

商品陳列ケース用上枠 D9 - 110(家具用支柱・枠等)

商品陳列ケース用下枠 D9 - 110(家具用支柱・枠等)

商品陳列ケース用縦枠 D9 - 110(家具用支柱・枠等)

商品陳列ケース用レール D9 - 110(家具用支柱・枠等)

商品陳列棚用構成部材 D9 - 12(家具用板)

商品陳列棚用支柱 D9 - 110(家具用支柱・枠等)

商品陳列棚用棚板 D9 - 12(家具用板)

商品陳列棚用棚受け具 D9 - 161(家具等棚受け具)

商品陳列用具構成材連結具 D9 - 162(家具等構成部材相互連結具)

組立て店舗(L3 - 24)との関係について

屋台状(家を模した台状)のものを含め、取付け用の販売台および販売陳列用のワゴン等はF5 - 20へ。ただし、人が中に入って販売できるものは組立て店舗(L3 - 24)へ。

**過去に分類した物品の名称**

販売用台車	試食品陳列台	